特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	平成23年12月旧措置法第68条の３の３第１項	00283	法規別表十(九)「33」の欄の金額
	第68条の３の３第１項	00399	法規別表十(九)「33」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項を次のように改める。

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この表において「平成23年12月旧措置法」という。）第68条の８第１項の表の第１号	10001	法人税法施行規則（以下この表において「法規」という。）別表一の二(一)「30」の欄の金額
	第68条の８第１項の表の第１号	10369	法規別表一の二(一)「30」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の８第１項の表の第２号	10002	法規別表一の二(二)「28」の欄の金額
	第68条の８第１項の表の第２号	10370	法規別表一の二(二)「28」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の８第１項の表の第３号	10003	法規別表一の二(三)「27」の欄の金額
	第68条の８第１項の表の第３号	10371	法規別表一の二(三)「27」の欄の金額
	平成23年12月旧措置法第68条の８第２項	10004	法規別表一の二(二)「24」の欄の金額
	第68条の８第２項	10372	法規別表一の二(二)「24」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の10第１項第１号」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第１号」に、「第68条の10第６項」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第６項」に、「第68条の10第１項第２号」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第２号」に、「第68条の10第１項第３号」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号」に、「第68条の10第１項第４号」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号」に改め、同表エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の10第２項」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第２項」に、「第68条の10第３項」を「平成23年12月旧措置法第68条の10第３項」に改め、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の10の２第１項第１号イ」を「第68条の10第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」に、「第68条の10の２第１項第１号ロ」を「第68条の10第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロ」に、「第68条の10の２第１項第２号イ」を「第68条の10第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」に、「第68条の10の２第１項第２号ロ」を「第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」に改め、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の10の２第２項」を「第68条の10第２項又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第２項」に、「第68条の10の２第３項」を「第68条の10第３項又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第３項」に改め、同表事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の12第１項第１号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号」に、「第68条の12第１項第２号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号」に、「第68条の12第１項第３号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号」に、「第68条の12第１項第４号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号」に、「第68条の12第１項第５号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号」に、「第68条の12第１項第６号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号」に、「第68条の12第１項第７号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号」に、「第68条の12第１項第８号」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号」に改め、同表事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中「第68条の12第２項」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第２項」に、「第68条の12第３項」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第３項」に、「第68条の12第５項」を「平成23年12月旧措置法第68条の12第５項」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十四)」を「別表六の二(十三)」に改め、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十五)」を「別表六の二(十四)」に改め、同表集積区域における集積産業用資産の特別償却の項を次のように改める。

集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成23年12月旧措置法第68条の20第１項（償却費）	10098	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の20第１項）	10099	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の20第１項）	10100	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
	第68条の20第１項（償却費）	10373	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の20第１項）	10374	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の20第１項）	10375	法規別表十六(九)「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）

様式第二の記載要領第四号の表事業革新設備等の特別償却の項中「第68条の21第１項」を「平成23年12月旧措置法第68条の21第１項」に、「第68条の21第２項」を「平成23年12月旧措置法第68条の21第２項」に、「第68条の21第３項」を「平成23年12月旧措置法第68条の21第３項」に改め、同表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項を次のように改める。

特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第１項（償却費）	10376	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額